

2020年12月24日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

・令和元年会社法改正等に伴う「企業行動規範に関する規則」等の一部改正について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2020年12月24日（木）～2021年1月18日（月）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mail の場合…本所ホームページ (URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>)

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

自主規制部

TEL 011-241-1135

以上

令和元年会社法改正等に伴う「企業行動規範に関する規則」等の一部改正について

2020年12月24日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号。以下「改正会社法」といいます。）において、社外取締役を置くことの義務付けや株主総会資料の電子提供制度の創設などがなされることを踏まえ、社外取締役を1名以上確保することの義務付けや電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務規定の改正など「企業行動規範に関する規則」等の一部改正を行います。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 社外取締役の確保	・ 上場会社は、社外取締役を1名以上確保しなければならないものとします。	※改正会社法により、上場会社のうち大会社に社外取締役の設置が義務付けられることを踏まえ、上場会社における一般株主保護の重要性に鑑み、全ての上場会社に対し社外取締役を1名以上確保することを求めるものです。
2. 電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務	・ 上場会社は、招集通知、株主総会参考書類、計算書類・連結計算書類及び事業報告等を、株主総会の日より3週間前よりも早期に、電磁的方法により提供するよう努めるものとします。	※株主による議案の十分な検討期間を確保するため、招集通知等をその発送後速やかに電磁的方法により提供するよう努めるものとする現行規定を改正し、提供が期待される時期を早めるものです。 ・ 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」の附帯決議（別紙参照）に対応するものです。

項 目	内 容	備 考
<p>3. 株式交付制度の創設に係る制度整備</p> <p>(1) 適時開示事由の追加</p> <p>(2) 株式交付に係る上場手数料</p>	<p>・株式交付に関し、以下の場合に適時開示を求めます。</p> <p>① 上場会社の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合</p> <p>② 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合</p> <p>・株式交付に係る上場手数料は、株式交付に際して発行する株式数に1株当たり資本組入額を乗じて得た金額の万分の6.0（国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社については万分の1.0）とします。</p>	<p>※改正会社法により、株式交付制度が創設されたことを踏まえ、合併・株式移転・株式交換などと同様に、上場会社が組織再編行為を行うことを決定した場合に適時開示を求めるものです。</p> <p>※合併、分割又は株式交換に係る上場手数料と同様の取扱いとするものです。</p>
<p>4. その他</p>	<p>・その他所要の改正を行います。</p>	<p>・改正会社法における取締役の報酬等に関する規律の見直しや株式報酬制度の多様化を踏まえ、ストック・オプションの付与に係る適時開示基準を株式又は新株予約権の募集等に係る適時開示基準に統合する等の改正を行います。</p>

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2021年3月1日から実施します。

以 上

別紙 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の附帯決議（参考資料）

附 帯 決 議

- 1 株主総会資料の電子提供制度に関する規律については、これまでの議論及び株主総会の招集の手續に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱案に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は、株主による議案の十分な検討期間を確保するために電子提供措置を株主総会の日前より3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要がある。
- 2 （中略）
- 3 1及び2の規律の円滑かつ迅速な実現のため、関係各界において、真摯な協力がされることを要望する。

- ・会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱及び附帯決議は、法制審議会第183回会議（2019年2月14日開催）において採択され、法務大臣に答申された。
- ・これに基づく改正会社法が、同年12月11日に公布された。